

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年3月2日(2006.3.2)

【公表番号】特表2005-515029(P2005-515029A)

【公表日】平成17年5月26日(2005.5.26)

【年通号数】公開・登録公報2005-020

【出願番号】特願2003-561656(P2003-561656)

【国際特許分類】

A 6 1 L 2/16 (2006.01)

A 6 1 F 2/06 (2006.01)

A 6 1 F 2/24 (2006.01)

A 6 1 F 2/30 (2006.01)

A 6 1 L 2/06 (2006.01)

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

A 6 1 F 2/84 (2006.01)

A 6 1 M 25/01 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 2/16 Z

A 6 1 F 2/06

A 6 1 F 2/24

A 6 1 F 2/30

A 6 1 L 2/06 B

A 6 1 M 25/00 3 0 6 Z

A 6 1 M 29/02

A 6 1 M 25/00 4 5 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成18年1月11日(2006.1.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

次の工程：

(a) 医療機器を供し；次いで

(b) オキサゾリジノン化合物を含む有効量の抗微生物剤を医療機器に取り込むこと；  
を特徴とするヒトまたは動物の体内で使用する感染症耐性医療機器の製法。

【請求項2】

オキサゾリジノン化合物がリネゾリド、またはその医薬上許容される塩である請求項1記載の製法。

【請求項3】

工程(b)が、抗微生物剤を含有する水溶液中に医療機器を浸漬することを含む請求項1記載の製法。

【請求項4】

医療機器が抗微生物剤と共に押出されたポリマー物質を含む請求項1記載の製法。

【請求項5】

さらに、工程(b)で得られた医療機器を、約100 ないし約121 の温度に加熱

する工程（c）を含む請求項1記載の製法。

【請求項6】

医療機器が縫合、整形器具、ステント、カテーテル、ガイドワイヤ、シャント、補綴、心臓のペースメーカー、ニューロン刺激器、または血管移植片である請求項1記載の製法。

【請求項7】

次の工程：

（a）リネゾリドまたはその医薬上許容される塩を含む抗微生物剤を供し；次いで  
（b）有効量の該抗微生物剤を医療機器に取り込むこと；  
を特徴とする医療機器への細菌付着を阻害する方法。

【請求項8】

工程（b）が、抗微生物剤を含有する水溶液に医療機器を浸漬することを含む請求項7記載の製法。

【請求項9】

さらに、工程（b）で得られた医療機器を、約100℃ないし約121℃の温度まで加熱する工程（c）を含む請求項7記載の製法。

【請求項10】

医療機器が縫合、整形器具、ステント、カテーテル、ガイドワイヤ、シャント、補綴、心臓のペースメーカー、ニューロン刺激器、または血液移植片である請求項7記載の方法。

【請求項11】

有効量のリネゾリドまたはその医薬上許容される塩を含む、ヒトまたは動物の体内での使用において細菌の付着に抵抗性の医療機器。

【請求項12】

有効量が、結果的に、リネゾリドまたはその医薬上許容される塩の最小阻止濃度未満である、医療機器に隣接する、ヒトまたは動物の体内中のリネゾリドまたはその医薬上許容される塩の濃度となる請求項11記載の医療機器。

【請求項13】

医療機器が縫合、整形器具、ステント、カテーテル、ガイドワイヤ、シャント、補綴、心臓のペースメーカー、ニューロン刺激器、または血液移植片である請求項11記載の医療機器。